



# 鳥取県公報

平成 22 年 3 月 23 日 (火)  
第 8 1 7 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (142) (福祉保健課) . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (2 件) (143・144) (経営支援チーム) . . . . . 2
	国土調査の成果の認証 (145) (耕地課) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の廃止 (146) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (147) (〃) . . . . . 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (148) (〃) . . . . . 6
	指定居宅サービス事業者の廃止 (149) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (150) (〃) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
有限会社ラポール・ケア米子 いきいき訪問看護ステーション境港	境港市馬場崎町312	平成22年2月22日

## 鳥取県告示第143号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ニトリ鳥取店  
鳥取市秋里331
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
  - 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社玉川 代表取締役 玉川 政一  
鳥取市商栄町251-8
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄  
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5-80
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成22年11月2日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,156㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 147台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 49台
  - 荷さばき施設の位置及び面積

- ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 面積 91㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 容量 28.98㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
ア 出入口の数 3か所  
イ 位置 8の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成22年3月1日
- 8 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間  
平成22年3月23日から4月間
- 10 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済通商総室  
鳥取市立川町六丁目176  
鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116  
鳥取市経済観光部経済戦略課
- 11 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第144号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ニトリ米子店  
米子市西福原七丁目1077-2から1077-3まで、1081-1、1082、1083-1、1085-1から1085-2まで、

- 1086、1087-1、1090
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄  
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5-80
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄  
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5-80
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成22年11月3日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,145㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 86台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 45台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 面積 91㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 容量 62.93m<sup>3</sup>
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
ア 出入口の数 3か所  
イ 位置 8の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成22年3月2日
- 8 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間  
平成22年3月23日から4月間
- 10 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160  
鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目1  
米子市経済部商工課

## 11 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 鳥取県告示第145号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成20年度から 平成21年度まで	鳥取市（鹿野町乙亥正及び岡木の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市鹿野町乙亥正及び岡木の各一部	平成22年3月23日
琴 浦 町	平成19年度から 平成20年度まで	琴浦町（大字公文、大字山田及び大字大杉の各一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字公文、大字山田及び大字大杉の各一部	〃
鳥 取 市	平成20年度から 平成21年度まで	鳥取市（気高町日光の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町日光の一部	〃
鳥 取 市	平成19年度から 平成20年度まで	鳥取市（青谷町小畑の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町小畑の一部	〃

## 鳥取県告示第146号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月23日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類

特定非営利活動法人れしーぶ	れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	平成22年2月26日	訪問介護、訪問入浴介護
特定非営利活動法人因幡万笑の会	NPO法人因幡万笑の会スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10-9	平成22年3月2日	通所介護

**鳥取県告示第147号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月23日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
特定非営利活動法人れしーぶ	れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	平成22年2月26日

**鳥取県告示第148号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月23日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人れしーぶ	れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	平成22年2月26日	介護予防訪問介護
特定非営利活動法人因幡万笑の会	NPO法人因幡万笑の会スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10-9	平成22年3月2日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第149号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月23日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	---------------	---------

氏名	名称	所在地	た年月日	
株式会社クラム	株式会社クラム福祉事業部	境港市米川町286	平成22年3月9日	福祉用具貸与
理想教本部教会	コスモ指定通所介護事業所	米子市角盤町四丁目25	平成22年3月12日	通所介護

#### 鳥取県告示第150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月23日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社クラム	株式会社クラム福祉事業部	境港市米川町286	平成22年3月9日	介護予防福祉用具貸与